## 大田市・邑智郡の事業主の皆さまへ セミナーのご案内

令和元年度 大田圏域 働く人の健康づくり講座 参加費 無料

## 職場の健康づくりの第一歩!

10<sub>₽</sub>3<sub>₽</sub>

14:00~16:00

(受付 13:45~14:00)



サンレディー大田 ふれあいホール

大田市大田町大田口1329番地9 (TEL 0854-82-6700)

職場や家庭で 手軽にできる ストレッチを 紹介します♪

第1部

14:05~14:50

講演「無理なくできる!働く人の身体活動のコツ」

講師:北湯口 純 氏

(身体教育医学研究所うんなん主任研究員/健康運動指導士)

第2部

14:50~15:45

事業所の取組事例発表

事業所での取組のきっかけ、健康づくりの具体例など 発表者:株式会社松崎製作所 代表取締役社長 下垣 勇 氏

グループワーク

会社で実践している事、困っている事、やってみたい事 などについて意見交換・情報共有しましょう

第3部

15:45~16:00

しまね☆まめなカンパニー登録制度の紹介

・改正健康増進法(受動喫煙対策)に関する情報提供

裏面の申込書 にご記入の上、 FAXで お送り下さい

出雲労働基準監督署 安全衛生課 参加申込み先:

> FAX 0853-21-1226 〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3

講座内容に関する 島根県 県央保健所 健康増進課 お問合わせ先:

0854-84-9821 〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1

申込期限 9/27(金)

## 令和元年度 大田圏域 働く人の健康づくり講座 参加申込書

事業所名	
参加者名	
連絡先 TEL	

## ※セミナー不参加の場合も回答(FAX)をお願いします 【アンケートにご協力ください】

	質問	回 答(いずれかに〇を付けてください)
1	島根県では、健康づくり・健康経営に取り 組む事業所を「しまね☆まめなカンパ ニー」として登録していますが、この登録制 度について知っていますか。	<ul><li>① 既に登録している</li><li>② 関心はあるが、登録していない</li><li>③ 関心がない</li></ul>
2	2020年4月1日から改正健康増進法※によって義務づけられる受動喫煙防止対策に取り組んでいますか、または、今後取り組む予定がありますか。	法律で義務づけられる受動喫煙防止対策に ① 既に取り組んでいる (①を選択した場合は、以下の該当するもの に○をつけてください) a. 喫煙専用室を設置している b. 屋内禁煙としている c. 敷地内禁煙としている ② 2020年4月1日までに取り組む予定 ③ 法律の内容を知らない

※2018年7月に成立した改正健康増進法により、企業・工場・飲食店などは2020年4月より屋内禁煙 が義務づけられます。

例外的に屋内に喫煙室を設ける場合には、技術的な要件を満たす必要があります。詳細は、保健所までお問い合わせください。